

令和3年度
第796回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 796 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 2 月 1 0 日 (金) 午後 3 時～午後 5 時
2. 開催場所 三島市総合防災センター 1 階 防災研修室
3. 出席委員 農業委員 : 13 名
会長 1 番 廣瀬 和正
農業委員
2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子 4 番 山田 貴臣
6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己 10 番 山田 隆志
11 番 山本 一喜 12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲
14 番 市川 保
4. 欠席委員
農業委員
5 番 梶 公彦
5. 議事日程 第 1 号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の報告について
第 2 号議案 農地法第 1 8 条による解約通知について
第 3 号議案 農地法第 3 条許可について
第 4 号議案 農地法第 5 条許可について
第 5 号議案 農地法第 4 条届出について
第 6 号議案 農地法第 5 条届出について
第 7 号議案 その他
6. 農業委員会事務局職員
三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主査 森田 将之、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしくお願ひします。

【会長】これより、第 7 9 6 回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第

三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、13名、欠席委員は、1名です。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中13名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、10番 山田 隆志 委員、11番 山本一喜 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の報告について、事務局より報告願います。

(第1号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、農地法第18条による解約について、事務局より報告願います。

(第2号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第3号議案、農地法第3条許可、案件1番について、望月 正己 委員、説明願います。

(第3号議案・案件1番、望月正己委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。譲受人は、函南町で耕作を営む専業農業者になりまして、譲渡人が高齢のため農業に従事できなくなったことから、贈与により所有権移転するため申請に至りました。譲受人は、50年程度の農業の経験があり、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台等を所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できるかと判断しました。世帯での働き手は、本人が300日、妻が150日従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、6,662㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。また、農薬の使用を地域の防除基準に従うことや、地域で定期的に行われる除草作業に参

加し、周辺農家と協力して周辺環境の管理に努めることの確認ができたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れはないと思われます。なお、函南町の自宅からの通作距離は車で10分程度です。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第3号議案、農地法第3条許可、案件2番について、佐藤 操 委員、説明願います。

(第2号議案・案件2番、佐藤操委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第3条許可、案件2番について、事務局より説明します。譲受人は、塚原などで耕作を営む兼業農家になりまして、譲受人の父が高齢のため農業に従事できなくなったことから、もともと当該農地を耕作していた譲受人が、贈与により所有権移転するため申請に至りました。譲受人は、20年程度の農業の経験があり、軽トラック1台、耕運機1台、噴霧器1台等所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できる判断しました。世帯での働き手は、本人が50日、母が200日従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、6,384.44㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。所有権移転した農地はこれまで通り、譲受人が畑として使用するため、周辺農地へ影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われます。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとのことですので。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第3号議案、農地法第3条許可、案件3番について、瀬川 稔 委員、説明願います。

(第3号議案・案件3番、瀬川稔委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件3番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、梅名、松本で耕作を営む兼業農家になります。譲渡人は今まで耕作を委託しており今年の収穫終了後、売買にて所有権移転するため申請に至りました。譲受人は、33年程度の農業の経験があり、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台等を所有しており、

機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が180日、妻が100日、子がともに20日としており、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、許可要件を満たしております。譲受人の経営面積は、権利取得後、3,138㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。また、農薬の使用を地域の防除基準に従うことや、地域で定期的に行われる除草作業に参加し、周辺農家と協力して周辺環境の管理に努めることの確認ができたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れはないと思われます。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第3条許可、案件4番について、市川 保 委員、説明願います。

(第3号議案・案件4番、市川保委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第3条許可、案件4番について、事務局より説明します。譲受人は、玉川などで耕作を営む認定農業者であり、当該農地を耕作しています。譲受人の父が高齢であり、譲受人が経営主となったことから、現在の状況に合致するため使用貸借による権利移転するため申請に至りました。譲受人は、4年程度の農業の経験があり、トラクター2台、田上機1台、コンバイン1台等所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が300日、母が100日従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、5,632㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。所有権移転した農地はこれまで通り、譲受人が畑として使用するため、周辺農地へ影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われます。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとのことです。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条許可についてですが、第4号議案、案件1番と案件2番は併せて申請を受けましたので、佐藤 操 委員より併せて説明願います。

(第4号議案・案件1番2番、佐藤操委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第4号、農地法第5条許可・案件1番及び案件2番について、事務局より説明します。三島市塚原新田在住者による申請です。本申請は、案件1番、案件2番の申請地及び隣接する原野と一体で通路として利用していましたが、許可申請がされていないことから、申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号の規定により、農地法に規定されるどの農地区分の要件に該当しないため、第2種農地となりますが、本申請は通路として利用するものであり、他に代替性がないことを確認しました。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地購入費になりますが、全て自己資金で賄います。預金通帳の写しを以て確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はありません。申請地の南側には別の所有者の農地がありますが、通路は碎石敷であり、昭和55年ころから現在の用途で使用していたことから、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われまます。被害が生じた場合、譲受人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条許可、案件3番について、細井 憲子 委員、説明願います。

(第4号議案・案件3番、細井憲子委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第4号、農地法第5条許可・案件3番について、事務局より説明します。本申請人は、三島市壱町田に本社を置く観光業を営む株式会社になります。当該申請は、申請地を駐車場及び管理棟、北側には散策路を備えた緑地公園として利用し、また南側にスカイウォークタワーを建設し、一体で利用する計画です。この一体利用地の所有者は申請者と同一であるため、問題なく利用できます。申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号の規定により、農地法に規定されるどの農地区分の要件に該当しないため、第2種農地となります。第2種農地の場合、他の農地では事業を行うことができないという代替性がないことを確認する必要があります。当該申請はスカイウォークタワーの利用者用駐車場及び管理棟の建設であり、スカイウォークタワーとのアクセスの良さ、利用者の安全の確保が求められますが、近隣の農地を検討したところ、本申請地以外で条件を満たす土地がなく、代替性がないことを確認しました。資力信用についてですが、本申請に係る、土地造成費、建築工事費等は、自己資金及び借入金で賄います。残高証明書及び融資証明願を以て確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、令和4年1月からの8ヶ月程度の工事期間により、遅滞なく転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第29条許可が必要となりますが、すでに事前審査は完了しており、許可が下りる見込みがあることを確認しました。また、排水に関しては、南側に地下式調整池を設置し

ます。本事業において、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われませんが、被害が生じた場合、申請人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。

以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条許可、案件4番について、高橋 徹司 委員、説明願います。

(第4号議案・案件4番、高橋徹司委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第4号、農地法第5条許可・案件4番について、事務局より説明します。本申請人は、三島市谷田に本社を置く社会福祉事業を営む社会福祉法人になります。当該申請は、申請地を普通車20台、大型1台の駐車場として利用する計画です。申請地の農地区分は、農地法施行規則第43条より、「水道、ガス管が埋設されている道路の沿道であり、錦田中学校、東海病院と2以上の公共施設が存する」ことから、第3種農地になります。資力信用については、本申請に係る、土地購入費等は、自己資金で賄います。残高証明書で確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、遅滞なく、転用する見込みがあります。本事業において、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われませんが、被害が生じた場合、申請人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第5号議案、農地法第4条届出について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第6号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第7号議案、その他議案について、事務局より報告させます。

(第7号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第796回 三島市農業委員会総会 を閉会といたします。